

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○高井千歳さん 皆様、おはようございます。熊本第一選挙区選出・参政党の高井千歳です。

議員になって、今回で5回目の一般質問となります。今回も、県民の皆様からいただいたお声を基に質問させていただきますので、知事並びに執行部の皆様におかれましては、真摯な御答弁をお願い申し上げます。私の質問に入らせていただきます。

まず初めに、半導体企業集積における再生水活用について、知事にお尋ねいたします。

現在、J A S M第2工場並びにソニー第2工場が建設中ですが、J A S M第2工場では3ナノ半導体が製造予定と伺っております。

半導体の製造において、一般的には、微細化が進むほど必要となる洗浄工程が増え、結果として使用する水の量は増えると認識をしております。そして、さらに知事は、T S M C第3工場まで誘致をしたいと公言をされています。

しかし、水の収支バランスを考えたときに、これ以上涵養面積や営農に影響を与えることなく涵養を増やすことは、現実的には難しいと認識をしておりますが、このような現状の中、どのように地下水の保全を行っていかれるのでしょうか。

これまで知事は、台湾を訪れ、南部サイエンスパークの取組等を見てこられたと承知をしております。

台湾では、半導体産業の集積が進む中で、水不足が国家的な課題となり、地下水のくみ上げはもとより、従来の河川水に依存する方式から再生水へ大きく転換をしていると伺っております。

例えば、台湾の南部サイエンスパークでは、都市下水を高度処理し、再び半導体工場へ供給する再生水インフラを国家主導で整備する方向だと承知をしております。これは、単に排水を処理して流すのではなく、水分子だけを通し、不純物をほぼ通さない特殊な逆浸透膜を用いた高度な浄化により、工業用水として再び循環利用し、半導体工場へ再供給する仕組みです。

また、T S M Cアリゾナ工場においても、砂漠地帯という厳しい水事情の中で、工場内での高い循環や再利用を前提とした、いわゆる半閉鎖型システムが採用されていると承知をしております。

一方、熊本では、良質で大量な地下水に恵まれていることから、現在も地下水を中心とした運用が前提となっております。しかし、今後ますます取水量は増す中で、有明工業用水の活用だけでなく、地下水取水量の将来的な見通しや取水量と涵養量とのバランス、河川水の利用や再生水利用の可能性も含めた中長期の水戦略が必要ではないかと考えます。

半導体産業においては、水は電力と並ぶ重要な生産資源であり、近年は世界的にも戦略物資として位置づけられております。一方で、熊本の農業や県民の生活を支える県民共通の宝でもあります。

今後も、半導体産業の集積と地下水の保全をいかに両立させるのか、その長期的なビジョンが重要になってまいります。その上で、台湾やアリゾナのような再生水活用や半閉鎖型システムについて、熊本

県としてどのように認識をされているのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 高井議員から、半導体企業集積における半閉鎖循環型システムなどの再生水の活用について御質問いただきました。

お答え申し上げます。

熊本県の宝、そして県民の誇りである本県の地下水は、生活や産業を支える貴重な資源でございます。

議員御紹介の海外の再生水の活用の事例については、本県においても半導体関連企業などによる地下水取水量削減の手段の一つになる可能性があるかと認識しております。実際、私自身も、本年1月に、台湾南部のサイエンスパークを視察してまいったところでございます。

令和6年11月に、再生水の活用可能性などを検討するためのプロジェクトチームを庁内に設置いたしました。調査、協議を進めるとともに、外部の有識者や関係事業者との意見交換を現在行っているところでございます。

一方で、今調査などを進める中で、再生水インフラの整備については、技術面やコスト面において、現状ではまだ様々な課題があると認識しております。

しかしながら、やはり企業の集積に伴う地下水の収支バランスをしっかりと注視して、まずは地下水以外の水源としての有明工業用水の活用を働きかけてまいります。さらに、併せて、将来的に立地企業における再生水活用が進むように、再生水インフラの整備に関する様々な課題についてもしっかりと研究に取り組んで、経済や地域の発展と環境保全が両立する社会の実現を目指してまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 知事より御答弁いただきました。

知事も関心を持って調査研究していただいているとのこと、大変心強く思います。

今回私がこのことを質問した理由は、今の議論、つまり、地下水の涵養も含めどうするのかという地下水ありきの議論から脱却をし、再生水活用という議論を積極的に俎上に上げていかなければ、いつまでもたっても地下水依存から脱却をすることはできないのではないかと思ったからであります。

先ほども述べたように、アリゾナでは企業自身が半閉鎖型の水処理システムを行っておりますし、台湾でも下水を処理した再生水を工業用水として使っております。コストの問題はありますが、ぜひ今のうちから検討していただきたいと思います。

そして、先ほど有明工業用水の話もございました。約200億円かけてこの整備が行われていますが、1日当たり1万2,000トンの供給量ですので、JASM第1、第2工場、ソニー第2工場合わせて、1日当たり約3万から3万5,000トンの取水を考えると、これらの企業が、この工業用水をフルに活用しても、約半分から3分の1ほどしか賄うことはできません。

そして、有明工業用水の整備の工期が遅れており、令和9年度から令和11年度に大幅にずれ込むということですので、第2期熊本地域地下水総合保全管理計画において、この工業用水を前提とした地下水収支が大きく崩れることとなります。そこについても県民にしっかりと御説明をいただきたいと思いま

す。

地下水からの脱却はまだ遠いというところですが、ますます今地下水依存が増す中での第3工場誘致という話は、地下水に懸念を抱いている県民にとっては不安しかありません。

第3工場まで誘致とおっしゃるのであれば、ぜひ、取水量、涵養量、有明工業用水、表流水、再生水を含めた水収支を検討、そして示した上で、言及していただけたらというふうに思います。

そして、企業側にも再生水の取組を検討していただけるよう、知事からも積極的に働きかけていただきたいをお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、特定公共下水道施設における化学物質の処理について質問をいたします。

現在、県では、JASMや関連企業の排水に対応するため、特定公共下水道施設の整備を進めておられます。

現在建設中のJASM第2工場では、3ナノ半導体の製造が予定され、その処理施設の設計に当たって、一般の公共下水道では対応できない物質の適正な処理の方法を検証するため、現在、流域下水道で処理されているJASM第1工場の排水を原水とする実証実験も行われる予定と伺っております。

さらに、ソニー第2工場も視野に入れば、使用される化学物質や排水処理の高度化、複雑化は避けられないものと思います。

その中で、私が強く懸念をしているのが、PFASをはじめとする法規制外物質への対応です。

現時点では、県として、JASM第2工場、ソニー第2工場において、どのようなPFAS類が使用、排出される可能性があるのか、十分には把握をしていないということでした。

私は、ここに大きな課題意識を持っております。排水中に何が含まれているのか分からない状態では、何を除去対象とするのか、どういう処理方式が必要なのかという設計方針そのものが定まらず、1億円近くの予算を投じて行われる実証実験も有効な成果を得ることができないのではないのでしょうか。

さらに踏み込んで言えば、特に半導体産業では、工場内の工程ごとに排水成分が異なり、最も濃い状態でどれだけ分離、回収するかが極めて重要であると言われております。

つまり、薄まった後に下水処理施設でまとめて対処するのではなく、工場内で高濃度段階からしっかりとトラップをする、そして、そこでトラップできなかった分を特定公共下水施設でセーフティーネットとして再度トラップをするということが重要になってくると思います。

今後、半導体産業のさらなる集積を進めるのであれば、単に現在の基準を満たしているから大丈夫という発想ではなく、将来のリスク物質までを見据えた予防原則に基づいた対応が必要ではないかと考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

県として、JASM第2工場、ソニー第2工場において使用、排出される可能性のあるPFAS類をどこまで把握をしているのか、土木部長に伺います。また、工場内での高濃度段階でのトラップ、回収までを含めて、企業に努力を求めている考えはあるのか、環境生活部長に伺います。

〔土木部長奥山和弘君登壇〕

○土木部長(奥山和弘君) 下水道への排水につきましては、下水道法に基づく排除基準を満たすよう、工場等で重金属などの有害物質をあらかじめ処理する必要があります。

下水道管理者は、工場から提出される排水の処理方法や水質を事前に確認するとともに、工場稼働後は定期的に検査を行います。

その上で、下水処理場において、水質汚濁防止法の排水基準まで処理するとともに、放流される河川等においても所管する行政機関が水質を監視するなど、関係者が連携し、公共用水域の水質保全を図っているところです。

議員御質問のP F A S類については、現時点で排除基準や排水基準が定められていない法令等規制外物質です。

そのため、下水道で受け入れることとなる排水のP F A S類については把握しておりませんが、熊本セミコン特定公共下水道事業では、最も効果的な処理技術の導入を目的に実証実験を行っており、その中で、活性炭処理などによるP F A S類の低減効果についても検証を行うこととしております。

特定公共下水道により工場排水の適切な処理に取り組むとともに、引き続き、関係者と連携、協力しながら、公共用水域の水質保全を図ってまいります。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) P F A S類を使用する企業への対応についてお答えいたします。

P F A S類は、水質汚濁防止法等の排水基準がないため、工場内での処理を求める法的根拠はありませんが、水質保全の観点から半導体関連企業の集積に伴う状況把握のため、県では、法令等規制物質に加え、規制外物質について、令和5年8月から環境モニタリングを実施しております。

令和6年度に、P F A S類の一部の濃度が、一時的に河川で増加しましたが、その後は減少していることを確認しています。

県で調査した河川中の濃度は、諸外国の飲料水基準と比べて極めて低いこともあり、専門家から、問題ないレベルであり安心できるとの意見をいただいています。これは、企業の排水処理の取組も関係していると考えられます。

県としては、引き続き周辺環境の変化の把握を行い、水質の保全に努めてまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 土木部長と環境生活部長に御答弁いただきました。

実証実験では、活性炭処理などによるP F A S類の低減効果についても検証を行うとのことでした。

昨今、半導体企業で使用されているP F A Sは、短鎖、すなわち短い鎖のものであり、活性炭には吸着しにくいことが知られています。したがって、その除去には工夫が必要だと思います。だからこそ、何をターゲットとするのか、企業秘密も含まれるかもしれませんので、公表までは求めませんが、しかし、何を目的としてトラップを行う必要があるのかは把握できるよう努力をしていただきたいと思います。

P F A Sには蓄積性があります。有明海は閉鎖性の海であり、河川での濃度が低くても、長年にわた

ってP F A Sが流入し続ければ、海岸の泥などで高濃度となり、魚介類などにも蓄積される可能性もあります。決して、海外の飲用水基準と比較して、低濃度だからと満足をしないでいただきたいと思います。

また、特定公共下水道施設に流入してくる水の排出事業者は、J A S M及びソニーセミコンの2社です。その負担割合については、排出の汚濁負荷の内容等を基に、熊本県環境審議会での審議の上、費用負担計画で定めるよう、負担法で定められていると認識をしています。

つまり、県は、実証実験を行うに当たって、それぞれの事業者の排水中に含まれる物質及びその濃度等を事前に知る必要があり、事業者は、負担法の規定に従って、その情報を県に報告する義務があるのではないのでしょうか。

そもそも、特定公共下水道事業は、公害防止事業事業者負担法の公害防止事業に当たると認識していますが、この法律が前提とする汚染者負担原則に基づいて考えると、J A S Mとソニーセミコンの2社に、本来であれば全額を負担させるということになります。しかし、実際には、国の交付金と県費を投入して事業が進められており、関係法令に照らすと、適切に行われているのか疑問を持つところです。

いずれにせよ、1億円近くかけて行われる実証実験が、アリバイづくりで終わらないようにしていただきたいをお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

次に、グローバルコンピテンシー育成事業における教職員の台湾派遣研修についてお尋ねをいたします。

現在、T S M C進出などを契機として、熊本県と台湾との交流はますます深まっております。県教育委員会においても、教員を台湾へ派遣し、現地の教育制度や学校現場を学ぶ取組が進められております。私は、このような国際交流や海外研修そのものは大変意義のあるものだと考えております。

しかしながら、国際交流というのは、単に相手の優れた部分を学ぶだけではなく、自らの歴史や文化を理解した上で相手と向き合うことが大切ではないのでしょうか。

近年の熊本では、台湾への関心が非常に高まっております。もちろん、それは歓迎すべきことではありますが、一方で、台湾から学ぶ、台湾は進んでいるといった側面が強調され、私たち自身の歴史や先人たちの歩みが見えにくくなっているのではないかと感じることもあります。

真の国際交流に必要なのは、ただただ相手を称賛することでも自分たちを卑下することでもなく、お互いの歴史や文化を理解し、尊重し合う姿勢であると考えます。

以前、一般質問でも触れましたが、御承知のとおり、熊本と台湾の間には、100年以上前から教育を通じた深い交流の歴史があります。

日本統治初期、台湾の教育の礎を築いたとされる六氏先生の中には、熊本出身の平井数馬先生がおられました。そして、六氏先生と呼ばれる方々が、抗日ゲリラによって襲撃され、お亡くなりになった後も、六氏先生の御遺志を継ごうと、多くの熊本県出身者が台湾に渡り、教育の発展に尽力した歴史があります。

歴史には様々な見方があることは承知をしております。しかし、少なくとも、熊本の先人たちが、台湾の教育に情熱を注ぎ、人材育成に力を尽くしたという事実は、現在の熊本と台湾との交流を考える上でも大切な歴史であると考えます。

そして、子供たちを教育していく教員の方々には、台湾の先進的な教育や産業を学ぶだけでなく、このような熊本と台湾との歴史的なつながりについても理解を深めていただきたいと思います。

グローバル人材の育成と日本人としてのアイデンティティーや郷土への誇りの醸成は、決して相反するものではなく、車の両輪だと思います。世界に目を向けるからこそ、日本や熊本の歴史もしっかりと学ぶ、そのような視点を持った教員の育成こそが、真の国際人材の育成につながるのではないのでしょうか。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

こうした視点も踏まえ、教育委員会として、この台湾派遣研修をどのような内容の研修として実施されようとしているのか、さらに、この事業を通じて、どのような教員を育成し、その学びを子供たちの教育にどうつなげていこうとされているのか、改めて、本事業の目的とビジョンについて、教育長のお考えを伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県教育委員会では、児童生徒の国際対応能力の育成や海外留学の促進に資するため、まずは教職員の国際的視野を広げることを目的として、台湾への教職員派遣事業を今年度新たに実施します。

今年秋頃に、小中高など校種の異なる教職員を30人派遣し、実験高級中学や大学を訪問するとともに、日本にゆかりのある歴史や文化を学ぶ研修なども検討しています。

今回訪問予定の一つである新竹の実験高級中学は、台湾のシリコンバレーとも言われるサイエンスパークに隣接し、研究者、技術者、海外帰国者の子女などに国際水準の教育環境を提供することで、優秀な人材の台湾への定着を目的とした学校です。この実験高級中学では、幼稚部から高校まで、約110クラス、3,000人が学んでいます。

今年度取り組むこととしている国際交流や海外研修は、教職員の視野を広げ、児童生徒の国際対応力を育む上で大変意義のある取組であると考えています。

議員御指摘のとおり、交流や研修を行う際には、単に海外の事例から学ぶだけでなく、郷土の歴史や文化を理解し、郷土への誇りを持った上で相手と向き合うことが重要です。

これまで熊本と台湾の間には、教育を通じた深い交流の歴史があり、多くの先人たちが台湾の教育に尽力されました。その功績は、日本の誇るべき財産であり、教職員が海外研修に臨む際にも理解しておくべき重要な視点です。

そこで、事前研修では、熊本の先人の台湾に対する貢献、歴史や文化の理解を深めつつ、台湾の教育について学ぶ研修を計画しています。

現地では、先人が残した功績を肌で感じ、自国のことに思いを致す貴重な体験となるよう計画すると

ともに、教職員が実験高級中学の理数教育や国際教育、探究学習の在り方など、日本と異なる教育を知ることを通じて、今後の本県における教育の在り方について考える機会といたします。

帰国後は、派遣者同士が現地での学びをさらに深め、オンライン交流や教育旅行の実施など、継続的な学校間の交流を推進します。

本事業を通して、教職員自身が国際感覚を高め、研修等で学んだことを子供たちに伝えることで、自国や郷土熊本への誇りと自信を持ったグローバル人材の育成に努めてまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 教育長より御答弁いただきました。

教育長からは、郷土の歴史や文化への理解、そして熊本の先人たちへの台湾への貢献についても学びながら、自国や郷土への誇りと自信を持ったグローバル人材を育成していくとの大変心強い答弁をいただきました。

私が今回この質問を取り上げたのは、もちろん、決して台湾との交流に異を唱えるとかそういったことでは全くありません。むしろ、熊本と台湾との交流がますます深まる今だからこそ、私たち自身がしっかりと軸を持つことが大切だと考えるからです。

かつて我が国は、日の丸半導体と呼ばれるほど、半導体分野において世界を牽引していました。しかし、その後の日米半導体協定や様々な政策判断の中で競争力を失い、現在では、台湾をはじめとする海外の力に大きく依存する状況となっています。

あのとき、日本も台湾のように国家戦略として半導体産業を育成していたらと悔やまれる部分もあります。しかし、今我々が台湾から学ぶべきことは、単なる成功の結果ではなく、その背景にある長期的な国家戦略や人材育成への不断の努力ではないでしょうか。

そして、私たち日本にも、かつて世界をリードした技術力や人材力がありました。大切なのは、過去を懐かしむことでも他国を羨むことでもなく、そこから何を学び、これからの時代をどう切り開いていくかだと思っております。

かつて日本の統治下で教育を受けられた故李登輝元総統は、日本から多くを学び、その精神性を高く評価されました。しかし、同時に、台湾は日本に依存することなく、自らの力で未来を切り開くべきだという強い信念を持っておられました。

私たちもまた、気後れや忸度することなく、イコールパートナーシップの精神で、台湾から学ぶべきことは学びつつ、それを熊本や日本の未来にどう生かしていくのかという主体性と気概を持つことが大切ではないでしょうか。

だからこそ、子供たちはもちろん、先生方にも、世界に学ぶ謙虚さも必要ですが、やはり日本人としての誇りと志を持っていただきたいと思います。

今回の台湾派遣研修が、単なる視察や国際交流にとどまることなく、未来を担う子供たちに自信と誇りを伝える契機となることを期待して、次の質問に移ります。

次に、外国人への日本語教育や生活ルールの周知及び国の関係機関との連携強化についてお尋ねをい

たします。

近年、県内においても外国人労働者の増加が続いております。こうした中、私の元にも外国人住民に関する相談が寄せられるようになってまいりました。

例えば、近隣の外国人住民からの騒音に悩まされているといった相談や、水源地で洗剤を使って容器を洗っていたので注意をしたが、何度言ってもやめてくれないと、そういったお声です。

もちろん、こうした問題は、外国人の方に限った話ではなく、日本人同士でも起こり得るものです。しかしながら、言葉や文化、生活習慣の違いが背景にあるケースもあり、今後さらに外国の方が増加していくことを考えれば、トラブルを未然に防ぐ取組が重要になってきます。

このため、トラブル予防の観点からは、日本語教育の充実や、日本の生活習慣、地域ルール、モラルなどをしっかりと伝えていくことが重要だと考えます。

これまでは、受入れ企業や関係団体が主体となって、日本語教育や生活指導などを行っているケースが多いと承知をしておりますが、本県の令和8年度当初予算でも計上されているように、国による地域日本語教育総合体制づくり推進補助金を活用して、今まで開催できていなかった市町村でも地域日本語教室が開催できるよう、県としてバックアップ体制を整えています。

しかしながら、県や市町村では、どの企業にどれぐらいの外国人の方が働いているのか、あるいは、どの地域にどれだけ居住しているのかといった情報を十分に把握できていないとのことでした。

こうした情報は、出入国在留管理庁や労働局など国の機関が保有している一方で、県や市町村には共有されていないため、日本語教室や生活ルール講習会などを案内しようとしても、対象者に情報を届けることが難しく、結果としてSNSや張り紙などを活用した周知が中心になっている現状があります。

そのため、市町村主催で地域日本語教室などを開催しても、なかなか参加者が集まらない地域もあると伺っております。

国は、外国人との共生社会の実現を掲げ、日本語教育の充実を進めておりますが、県や市町村が対象者の実態を十分に把握できず、必要な情報を届けにくい状況が続いているのであれば、制度と現場の間に課題があると言わざるを得ません。

また、市町村における地域日本語教室の中で、生活ルールの周知を行っているところもあれば、そうでないところもあると聞いています。県が主導していく以上、日本語教育だけでなく、その中でモラル教育なども行っていくよう、市町村に対し指導していく必要があると考えます。

今後、県内における外国人住民のさらなる増加が見込まれる中、地域住民とのトラブルを未然に防ぎ、円滑な社会を実現するためには、日本語教育だけでなく、日本の生活習慣や地域ルール、モラルについて学ぶ機会を充実させることが重要です。

そこでお尋ねいたします。

県として、外国人住民に対する日本語教育や生活ルールの周知を、今後どのように進めていくのか、また、その前提となる対象者の把握や情報提供の充実に向けて、出入国管理庁や労働局など、国の関係機関との連携強化をどのように進めていくお考えなのか、知事公室長に伺います。

〔知事公室長府高隆君登壇〕

○知事公室長(府高隆君) まず、外国人住民に対する日本語教育や生活ルールの周知についてお答えします。

外国人住民と地域との共生を図るため、県では、地域における交流、コミュニケーション促進の取組として、市町村による地域日本語教室の開設を支援し、これまでに17の市町村で開設されています。また、外国人でも分かりやすい平易な表現を用いた易しい日本語の普及啓発も進めています。

今年度は、次のステップとして、地域日本語教室が開催されていない市町村において、県で教育人材育成や生活ルールなども併せて学べる日本語教室を実施します。

また、市町村が開設する地域日本語教室においても、生活ルールなどを取り扱うよう働きかけを行います。

さらに、県の助成により、外国人材雇用事業者が実施する日本語能力向上研修につきましては、今年度から、自転車の交通ルールやごみの分別方法といった生活ルールなどを研修内容に加えることを条件とするなど、県、市町村、事業者の取組をさらに加速してまいります。

次に、外国人住民の実態把握等に向けた国の関係機関との連携強化についてお答えします。

外国人住民の情報に関しては、国の出入国在留管理局は就労状況と居住地、労働局は就労状況、市町村は居住地の情報をそれぞれ有しており、一元化されていない状況にあります。そのため、県としても、外国人住民と地域との共生を図るための取組の周知啓発に苦慮しているところです。

適切な就労環境の整備や所在の把握には、国、県、市町村が緊密に一体となった連携体制づくりが不可欠です。

その実現に向けて、昨年度から、出入国在留管理局や労働局などと意見交換を重ねるとともに、先日の政府要望において、法務省に対しても協力を要請しました。

引き続き、全ての地域住民が安全、安心に暮らせる共生社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 知事公室長にお答えいただきました。

生活ルールなども併せて学べる日本語教室を実施し、市町村の地域日本語教室においても、生活ルールなどを取り扱うよう働きかけを行うとのことでした。国からの補助金1,600万円と県費1,600万円をかけて環境づくりを行っていかれると思いますので、地域事情に合わせつつも、なるべく全県的にこの生活ルールも扱っていただけるよう、県から指導していただけたらと思います。

また、就労状況と居住地の情報を持っている出入国管理庁、就労状況の情報を持っている労働局、居住地の情報を持っている市町村と情報がばらばらで、県も把握できていないとのことでしたが、先日の政府要望でも法務省に要望されたとのことでした。

引き続き、国へ働きかけていただき、県や市町村もきちんと情報が取れるように要望を続けていただきたいと思います。

次に、農業の担い手及び労働力の確保対策についてお尋ねをいたします。

本県は、農業産出額が全国6位となる全国有数の農業県であり、農業は地域経済や雇用を支える重要な基幹産業でもあります。また、国際情勢がますます不安定化する中で、食料自給率の向上を目指すという点においても、大変重要であることは言うまでもありません。一方で、本県農業を支える担い手は、年々減少しており、極めて厳しい状況に置かれています。

2020年農林業センサスによりますと、本県の農家戸数は約4万8,000戸となっておりますが、2025年農林業センサスでも、全国、九州ともに農業経営体の減少傾向が続いており、本県においても担い手減少への対応は待ったなしの状況です。

さらに、基幹的農業従事者の過半数が65歳以上となっており、今後10年から20年の間に大量離農の時代を迎えることが懸念されています。

こうした状況に対応するため、県では、新規就農者の育成、確保や親元就農の促進、農業大学校における人材育成、就農準備資金や経営開始資金による支援、さらには経営継承の支援など、様々な施策に取り組んでいただいております。

毎年400人前後の新規就農者を確保されていることは、大変評価すべき成果であり、本県農業の将来に向けた重要な投資であると思います。

しかしながら、現場の声を聞きますと、新規就農者や後継者の確保だけでは解決できない課題もあります。それが農繁期における労働力不足です。

これまでは、農繁期の労働力不足を解消するため、地縁血縁関係やハローワーク等での求人により、パートやアルバイトを確保してきました。しかし、例えば、これまでは孫が大学生の間は田植を手伝ってくれていたけど、就職して熊本にいないから今年からもう米づくりはやめないかぬと、そういったお声や、地縁、血縁だけで農繁期を乗り越えるのは難しいと、そういったお声も伺います。

一方で、大学生や若者の中には、農業に関心を持つ方も増えており、JA共済連が、2023年末、全国の10代から50代の1万人を対象に、農業に関する意識と実態調査を行った結果、農業未経験者の23%が農業をやりたいと回答をしています。中でも、10代から30代の若い世代が軒並み25%以上の高い興味を示しました。また、学生の約3割が就農意向を持ち、副業や兼業の意向のある人で、可能性ありと回答している人が、約43%に上ることも分かりました。

農業現場で安定的に労働力を確保するためには、週に2～3日ならや副業で休日だけなど、多様な働き方に柔軟に対応していくことが必要になってきていると思います。

現在、短期、単発の仕事をマッチングするデイワークやタイミーといったアプリを利用して、農業現場においてもスポット的な働き方ができる時代になってきています。

他県では、農家と働き手を短期、単発で結びつける農業版スポットワークの仕組みや、副業人材、学生、地域住民などの力を活用する取組を積極的に後押しするところも増えてきています。

例えば、山形県では、やまがた農業おちワークを展開し、1日単位、または時間単位で農業バイトをマッチングしています。さらには、県職員の副業参加まで制度化しており、利用者数も大きく伸びてい

ます。また、愛知県は、農繁期の人手不足対策として、単発農業バイトの普及を進め、デイワークや農Howといったサイトの活用を県が積極的にPRしています。

こうした取組は、農家の人手不足解消だけでなく、農業に関心を持つ人を増やし、将来的な就農や移住につながる可能性も含んでいると思います。

私は、本県においても、新規就農支援や親元就農支援、経営継承支援に加え、農繁期の労働力確保までを含めて、一体的な担い手戦略として取り組んでいかなければ、急激な農業人口の減少に間に合わないのではないかという懸念を抱いています。

そこでお尋ねいたします。

本県農業の持続可能性に向けて、新規就農や親元就農などの担い手確保に加え、農繁期を中心とした労働力確保について、どのような御認識を持ち、今後どのように取り組んでいかれるのか、農林水産部長に伺います。

〔農林水産部長深川元樹君登壇〕

○農林水産部長(深川元樹君) 農業の担い手確保対策についてお答えいたします。

食のみやこ熊本県の創造に向け、本県の基幹産業である農業を持続的に発展させていくためには、担い手の確保、育成が喫緊の課題であると認識しております。

知事のリーダーシップの下、県では、就農啓発から相談、研修、定着に至るまで、国の支援策もフル活用しながら、関係機関と連携したきめ細かな伴走支援を展開しております。

さらに、引退する農業者の経営資産を次世代の担い手へ円滑に承継させるマッチング支援にも力を入れており、特に令和7年度からは、熊本県農業経営・就農支援センターにおいて、就農、経営相談を含めたワンストップでの対応を開始しています。

次に、労働力の確保対策についてお答えします。

人口減少や半導体関連企業の進出等に伴い、人材獲得競争が激化しており、農業分野においても労働力の確保は重要な課題です。

このため、県では、農業者に代わり一部の農作業を担う地域営農組織の育成に加え、外国人材の確保及び農福連携の推進に取り組んでいるところです。

外国人材については、受入れ体制を整備するとともに、農繁期の異なる中山間地域と平たん地域の産地間連携を行うなど、選ばれる熊本を目指した取組を進めています。

農福連携については、農業現場で障害のある方が活躍できるよう、農業側と福祉側の双方にコーディネーターを配置し、障害の特性に応じた作業工程の細分化や就労条件面の調整など、様々な課題に対応できる体制を整え、推進を図っています。

議員御紹介の短期雇用のマッチングアプリは、近年、急速に活用が進んでおり、農業団体でも労働力の確保対策の一環として導入を推進されているところです。

また、県でも、6月1日から、スポットワークの活用を促進するため、熊本県雇用環境整備協会による仲介サービス利用手数料の一部助成を開始したところであり、農業分野も対象となっているところで

す。

今後も、本県が全国有数の農業県としてさらなる発展につながるよう、担い手及び労働力の確保に向け、引き続き関係機関と一体となって、しっかりと取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 農林水産部長に御答弁いただきました。

農業者確保に向けて、あらゆる取組をされていますし、また、6月1日からスポットワークの活用を促進するため、熊本県雇用環境整備協会による仲介サービス利用手数料の一部助成を開始したとのことでした。

また、先日、県央広域本部の主要事業説明会の中で、熊本市とも連携をして、廃校を利用して宿泊も整えたミカン収穫のスポットワークも検討されているとのことでした。やはり、私の周りの方々に聞いても、スポット的に農業をやってみたいという方も結構いらっしゃるし、農家の方々に聞いても、やはりこの農繁期の人手確保に頭を悩ませていらっしゃる方が多くいらっしゃいます。

県のほうでも、ぜひ、このような農業におけるスポットワーク的な働き方もあるんだということを、ぜひ周知していただき、まずは農業における関係人口を増やしていけたらというふうに思います。

待ったなしの状況だと思いますので、引き続き様々な手段で人材確保をしていただきたいと思いますをお願いをいたしまして、最後の要望に入らせていただきます。

新型コロナ対策及び健康被害に関する検証について要望をいたします。

我が国では、新型コロナ対策が適切であったか否か、国においてもほとんど検証が行われていない状況です。しかし、アメリカのホワイトハウスは、昨年4月18日、この新型コロナウイルスは自然発生ではなく、武漢ウイルス研究所からの流出が極めて高いことや人工ウイルスの可能性もあることを、ラボリークという形でホームページ上で公開、世界中にその衝撃が広がりました。

私の所属する参政党のホームページでも、その仮訳を公開していますが、例えば、そこには、以下のようなことが書かれています。

このウイルスは、自然界では見られない生物学的特性を備えているや、WHOのCOVID-19対応は、中国共産党の圧力に屈し、国際的よりも中国の利益を優先させたことにより失敗に終わった、6フィート、約1.8メートル離れるべきという推奨は、科学的根拠に基づかない恣意的なもの、マスクがCOVID-19から米国民を保護するという明確な科学的根拠は存在しなかったと。また、最も深刻なのは、連邦政府が代替治療などを悪者扱いし、国民の医療選択を強制しようとしたことであるなどということが、アメリカのホワイトハウスのホームページ上で公開をされました。

我が党は、国会においても、他国ではこのように当たり前に行われているような新型コロナの検証を、我が国においてもきちんと行うべきだということを主張しております。そして、新型コロナワクチン接種についても同様に検証が必要だと主張をしております。

新型コロナワクチン接種事業は、接種開始から既に5年以上が経過した現在においても、その中長期的な健康への影響については国民の間に様々な疑問や不安が残されています。

国は、ワクチンの安全性について、現時点で重大な懸念は認められないと説明をしておりますが、その一方で、予防接種健康被害救済制度による認定件数は、過去に例を見ない規模となっています。

熊本県内においても、新型コロナワクチン接種に関わる健康被害救済制度の認定件数は、令和3年度から令和7年度までで166件、うち死亡は39件となっています。

全国的には、令和8年5月時点で、健康被害の認定件数は9,477件、うち死亡は1,071件となっており、前代未聞の薬害が生じていると言っても過言ではありません。

接種回数が5,000万回を超えた時点で、副反応疑い報告を比較すると、インフルエンザワクチン接種後の死亡報告3件に対し、ファイザー社の新型コロナワクチン接種後の死亡報告が553件であり、死亡報告疑い件数でも100倍以上となっております。

被害に遭われた御本人や御遺族の苦しみを考えれば、これらの事実を重く受け止めなければなりません。

私は、これまでも、県議会において、新型コロナワクチン接種後の健康被害について、国が責任を持って分析、検証を行うよう、県からも要望すべきと訴えてまいりました。しかし、残念ながら、いまだ国による十分な追跡調査や検証には至っておりません。

本来であれば、接種者と被接種者を比較し、年齢別、接種回数別、接種後の経過期間別に死亡率や疾病発生率を分析するなど、科学的かつ客観的な検証が行われるべきです。

自治体が保有する予防接種記録、住民基本台帳、死亡情報、さらにはレセプト情報などを適切に匿名化した上で突合、分析すれば、その実施は十分可能であると考えます。

メッセンジャーRNAワクチンについては、国民の間で不安の声が根強く存在しておりますが、不安を解消する唯一の方法は、政治的な説明ではなく、客観的なデータに基づく徹底した検証と情報公開であると考えます。

県民の命と健康を守る立場にある熊本県としても、国に対し、新型コロナワクチン接種後の健康状態に関する追跡調査の実施と検証を強く求めていただきたいと思います。

新型コロナ対策全体の検証も含め、将来同様の感染症危機が発生した際に、より適切な政策判断につなげるためにも、国による徹底した検証を改めて強く要望をいたします。

以上で全ての質問と要望が終わりました。

ちょっと鼻水が出て、すみません。大変お聞き苦しい箇所もあったかと思えます。大変失礼いたしました。

県民の皆様へ県議会へ押し上げていただき丸3年がたちました。まだまだ未熟ではございますが、これからも県民の皆様のお声をしっかりと県議会で代弁できるよう努めてまいりたいと思えます。

御清聴いただきまして、誠にありがとうございました。(拍手)